

# 役員報酬等に関する規程

社会福祉法人 P.P.P.

# 役員報酬等に関する規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人P.P.P.（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬及び、法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

### (定 義)

第 2 条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

## 第2章 報 酬 等

### (報 酬)

第 3 条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額を評議員会にて決定し各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員

1日 4時間以内 10,000円

1日 4時間以上 20,000円

3 報酬額の変更は、決算に係る定時評議員会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

4 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。ただし職員給与に加え役員等兼任手当として次のとおり支給する。

月額 40,000円

理事長を兼ねる場合 月額 50,000円

(報酬の支払方法)

第 4 条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条1項の役員等については、毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月15日(当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第3条2項の役員等については、その都度現金にて支払う。

2 第3条2項の報酬額は、源泉所得税額を控除した後の額とする。

(交通費)

第 5 条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次のとおり支払う。

(1) 第3条1項の役員等で、施設、本部事務局の職を兼務する者については、適用せず、職員の旅費規程により支給する。

(2) 第3条2項の役員等については、交通費届によって下記の金額をその都度現金にて支払いを行う。

1回の交通費 3,000円

ただし、3,000円を超える実費が発生する場合は、交通費届の申し出と領収書等の証明ができる物をもって清算し支払う。

(費用弁償)

第 6 条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

### 第3章 出張旅費

(出張旅費)

第 7 条 出張旅費は原則としてひまわりの会旅費規程に基づき支払う。

(出張旅費の仮受け)

第 8 条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第 9 条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

#### 第 4 章 退職時の謝礼

(謝礼の内容)

第 10 条 退任する、理事・監事・評議員に対し、理事会の決議を経て次の謝礼を支給する。

(1) 感謝状

(2) 記念品

理事会で決議し、30,000円から100,000円迄

(支給の方法)

第 11 条 退任時の謝礼金は、理事・監事・評議員の3役を完全に退任した時点において支給する。

(対象者)

第 12 条 対象者は、平成29年3月31日付けで在任する、理事・監事・評議員を含み、それ以降に理事・監事・評議員に就任される者をいう。

#### 第 5 章 慶 弔

(受章祝金)

第 13 条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、岡山県知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく勲章、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表1に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第 14 条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別に定めるひまわりの会の慶弔規程に従い支給する。

(災害見舞金)

第15条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて、別に定めるひまわりの会の慶弔規程に従い支給する。

(弔慰金)

第16条 役員等が死亡したときは、別に定めるひまわりの会の慶弔規程に従い支給する。

(親族等への香華料)

第17条 役員等の親族等は死亡したときは、別に定めるひまわりの会慶弔規程に従い支給する。

## 第6章 附 則

(改正)

第18条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人P.P.P.理事会の議決を経なければならない。又、報酬額の変更については、定時評議員会の決議を得なければならない。

この規程は平成29年6月13日制定 平成29年6月18日より施行する。

別表1 祝金

区 分	支給基準額	備 考
受章祝金	ア. 岡山県知事、厚生労働大臣 表彰受章のとき	20,000円
	イ. 国の褒章制度による 褒章受章のとき	30,000円
	ウ. 理事長が指定した褒章	100,000円以上、200,000円以内